

五監公告第8号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和2年7月1日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 渉

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

教育委員会 図書館

3. 監査の期間

令和2年4月28日～令和2年5月28日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 図書館は、消防法施行令で定めのある防火対象物として、定期的に消火訓練等を実施しなければならないが、五泉市立図書館では近年実施されていない。市民の安全を守るため、規定のとおり適切な管理に努められたい。	五泉市立図書館の消防（消火・通報・避難）訓練につきましては、去る6月29日に実施いたしました。 次年度以降も市民の安全を守るため、定期的に実施し、適切な管理に努めてまいります。
② 文書管理台帳について、簿冊登録漏れが多数見受けられる。五泉市文書規程第48条第4項による適正な事務処理に努められたい。	文書管理台帳に簿冊登録漏れがあることにつきましては、誤った認識で処理し、記載漏れが生じたものであり、記載漏れを追記いたしました。 今後は、五泉市文書規程を順守し、適正な事務処理に努めてまいります。